

母子父子寡婦福祉資金貸付のしおり

1 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の概要

母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低利又は無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図ることを目的としている制度です。

借入金ですので、返済の計画をきちんと立てて無理のない範囲でご利用下さい。

2 貸付対象

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及びそれに準じる方を対象としています。
また、お子さんの修学や就職のための資金はお子さん本人が借りることもできます。

一定の基準や事情を考慮してお貸しするものですので、詳しくはお住まいの市町村の窓口にご相談下さい。

3 申し込みに必要なもの

貸付申請書

戸籍謄本

住民票謄本（同居している全員のもの）

申請者、申請者の生計同一扶養義務者、連帯保証人の所得証明書・納税証明書

個人番号カード若しくは個人番号通知カード及び身分証明書（運転免許証等）

その他必要な書類（窓口でご相談下さい。）

4 貸付金の交付日

毎月20日前後に指定された金融機関に入金されます。

（月額が定められている資金は、4，7，10，1月に3ヶ月分を入金）

※相談から送金までは時間がかかります。余裕を持ってご相談ください。

5 借受中の届出事項

貸付金を借り受けた後、借主、児童又は連帯保証人の事情がいろいろ変わる場合があります。その場合、お住まいの市町村で手続きをしてください。手続きが必要な主なものは以下のとおりです。

- ・借主、修学児童、連帯保証人の住所や氏名、電話番号が変わったとき
- ・修学児童が退学、休学、転校、死亡したとき
- ・借主が結婚、死亡、修学児童を扶養しなくなったとき
- ・貸付の辞退又は増額、減額を希望するとき
- ・償還方法の変更を希望するとき
- ・連帯保証人の変更を希望するとき
- ・他の奨学資金を借りることになったとき

【問い合わせ先】

お住まいの市町村児童福祉主管課又は県各総合支庁福祉担当課

母子父子寡婦福祉資金の概要

(令和7年4月1日から適用)

資金の種別		貸付対象等			貸付限度額	据置期間	償還期間 (以内)	利 率
		母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	左記の者が 扶養する 児童、子	その他				
母子 父子 寡婦	事業開始	○		母子・父子 福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 ● 共同で起業する場合は5,370,000円	1 年	7 年	★ 無利子
	事業継続	○		母子・父子 福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	6ヵ月	7 年	★ 無利子
	修 学	⊖	○	父母の不在 児童	別表のとおり ● 貸付期間は就学期間中 ● 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、別表の額に児童扶養手当の額を加算した額	当該学校 卒業後 6ヵ月	10年※ 専修（一般）は5年	無利子
	技能修得	○			（月）68,000円の習得期間中5年以内 ● 自動車運転免許の習得は460,000円 ● 技能習得のために各種学校等に入学する場合等で入学時や年度初めに必要となる額が貸付限度額の月額を超える場合は816,000円	知識技能 習得期間 終了後 1 年	10年※	★ 無利子
	修 業		○	父母の不在 児童	（月）68,000円の習得期間中5年以内 ● 自動車運転免許の習得は460,000円 ● 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能 習得期間 終了後 1 年	10年※	無利子
	就職支度	○	○ （寡婦が扶養する子を 除く）	父母の不在 児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金 ● 特別貸付は自動車購入の場合	1 年	6 年	★（親） 無利子
	医療介護	○	○ （医療のみ 該当） （寡婦が扶養する子を 除く）		医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限り）を受けるために必要な資金 医 療 340,000円 （特別 480,000円） 介 護 500,000円	医療介護 期間終了 後6ヵ月	5 年	★ 無利子
	生 活	○ (3)は寡婦を 除く			(1)知識技能を習得している期間 （月）141,000円 ● 貸付期間は知識技能を習得している期間中5年以内 (2)医療又は介護を受けている期間 （月）114,000円 ● 貸付期間は医療又は介護を受けている期間中1年以内 (3)母子家庭又は父子家庭になったときから7年未満の期間 （月）114,000円 ● 貸付総額は2,736,000円を限度とする。 ● 養育費取得のための裁判費用については1,368,000円を限度とする。 (4)失業している期間 （月）114,000円 ● 貸付期間は当該離職の日の翌日から1年以内 （月）児童扶養手当に準拠した額の範囲内 ● 貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの期間中、原則3ヵ月の範囲内とし最長1年以内	技能習得 期間終了 後6ヵ月	10年※	★ 無利子
		○ 寡婦を除く			右の(1)から(4)までの期間中の生活を維持するのに必要な資金 児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者に対する資金	医療介護 期間終了 後6ヵ月	5 年	
	住 宅	○			住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金 1,500,000円 （特別 2,000,000円）	6ヵ月	6 年 (7 年)	★ 無利子
	転 宅	○			住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金 260,000円	6ヵ月	3 年	★ 無利子
	就学支度	⊖	○	父母の不在 児童	学校区分	修学又は 修業終了 後6ヵ月	10年※ 修業施設・専修（一般）は5年	無利子
					小学校 64,300円 中学校 81,000円 高校・専修（一般、高等） 150,000円 160,000円 私立の 高校・専修（高等） 410,000円 420,000円 国公立の大学・短大・大学院・高専・専修（専門） 420,000円 430,000円 私立の大学・短大・大学院・高専・専修（専門） 580,000円 590,000円 修業施設（中卒者） 150,000円 160,000円 修業施設（高卒者） 272,000円 282,000円			
	結 婚	○			母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金 330,000円	6ヵ月	5 年	★ 無利子

<注>

- 原則として連帯保証人が必要
- “据置期間”…特記なき資金について貸付日（期間）から
- “償還期間”…据置期間経過後。※（修学資金、技能習得資金、就業資金、生活資金（技能習得）、就学支度資金）は原則10年以内の償還だが、やむをえない場合は20年以内まで償還期間を延長できる
- ★は保証人を立てた場合は無利子。立てない場合は年1.0%の利子が発生する
- 支払期日まで納入されない場合、元利金につき年3.0%の違約金が徴収される
- 大学等修学支援により入学金や授業料の減免を受ける場合、もしくは（独）日本学生支援機構による奨学金を受ける場合は、修学資金及び就学支度資金の貸付限度額が異なる

修学資金貸付限度額（月額）一覧表

単位：円（令和7年4月1日から適用）

学校等種別			学年別		1年	2年	3年	4年	5年
高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000				
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500				
	私 立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000				
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500				
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500		
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500		
	私 立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000		
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000	78,000	78,000			
	私 立	自宅通学のとき	89,000	89,000	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500	126,500	126,500			
短 期 大 学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500					
		自宅外通学のとき	96,500	96,500					
	私 立	自宅通学のとき	93,500	93,500					
		自宅外通学のとき	131,000	131,000					
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000			
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500			
	私 立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500			
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000			
大学院（修士・博士前期課程）			132,000	132,000					
大学院（博士後期課程）			183,000	183,000	183,000				
専修学校（一般課程）			54,000	54,000					

※母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通

※扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

以下のような場合は貸付を受けることができません

- 経済的に自立していると認められる方
- 本資金の償還計画額と自動車ローン及び各種クレジット等の他債務の1ヶ月当たりの返済額（半年賦、年賦のものは月賦に換算）の合計が、申請時の月収の20%を超えることになる方
- 各種租税及び公共料金等を滞納している方
- 過去に自己破産をしている方、又は自己破産手続き中、債務整理中の方
- 償還が見込まれないと判断される方